

今池水みらいセンター包括管理事業 実施方針等にかかる意見・質問及び回答（第2回）

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見・質問	回答
0001	実施方針	17	第9	6			関連業務	正しい表記（令和5年3月末まで）にご訂正いただけますでしょうか。	訂正したものをホームページにて公表します。
0002	実施方針	19	別紙2				リスク分担表	第1回の回答において“△”は、『受注者の一部負担』となっています。 具体的な負担割合を各項目に対してご教示願います。 (具体的な提示がない場合には、“○”相当として費用を見込みます)	実施方針P22に記載の「施設損傷リスク」の△については注釈※7に記載のとおりです。また、実施方針P20,21に記載の設計段階及び建設段階における「不可抗力リスク」の△については注釈※3となり、負担割合については、通常の建設工事においては契約金額の1%までを受注者負担としています。本事業においては、入札公告時の事業契約書(案)にて示します。
0003	実施方針	23	別紙2				リスク分担表	第1回の回答において『長期にわたる悪水の流入など』となっています。 詳細な期間・条件等は要求水準書や契約書に明示されるということでしょうか。	一律に規定することは困難ですが、過去の実績を超える異常な水質の流入水があった場合は、協議の対象とします。 なお、第1回の質疑（管理番号0067）について、実施方針P23の注釈※8の記載は、「受注者の帰責事由によらない場合を除くこととし、詳細は協議による」との記載とします。
0004	実施方針	7 8	第2	4	(1) (3)	⑤	応募者の構成 応募者の参加資格要件	「携わる業務を明記するものとする。」と記載されておりますが、携わる業務が補修業務の場合、(3) 応募者の参加資格要件において①、②、③、④のどれに該当するのでしょうか。 補修業務は、設計建設業務、運転管理業務ほか業務のどちらに含まれますでしょうか。それとも、とくに明確な線引きはないとの理解でよろしいでしょうか。	業種によらない共通的な参加資格要件を除き、補修業務に係る個別の参加資格要件は定めておりません。 なお、補修業務は実施方針P18の「別紙1 業務範囲区分表」に記載のとおり、運転管理ほか業務に含まれます。
0005	実施方針	8	第2	4	(1)	④ ⑦	応募者の構成	「構成企業の中の1者を当該応募者の“代表企業”として定めるとともに、」と記載されておりますが、この代表企業と、SPCの代表企業が異なることになってよろしいでしょうか。	応募者の代表企業とSPCの代表企業は同一とします。 なお、実施方針P8の4(1)⑦の代表企業に（応募者の代表企業と同じ）を追記します。
0006	実施方針	8	第2	4	(1)	⑦	事業総括責任者	SPCの代表企業の具体的な役割をご教示頂けませんでしょうか。	SPCへの最大出資や基本協定書に基づいたSPC構成員間の調整等が考えられます。
0007	実施方針	8	第2	4	(1)		応募者の構成	応募者は事業期間において、応募者全社がSPCの構成企業にならなくてはいけないのでしょうか。 たとえば、応募者A社、B社、C社の3社で構成された企業グループが、建設期間のSPCの構成をする企業はA社とB社とし、維持管理期間の構成をする企業はB社とC社とで事業運営することは可能でしょうか。	原則変更は認められません。
0008	実施方針	8	第2	4	(1)	⑨	応募者の構成	構成企業の変更の定義に、SPCの構成企業から抜けることは含まれるのでしょうか。	管理番号0007を参照願います。

0009	実施方針	8	第2	4	(3)	-	-	応募者の参加資格要件	①項と③項両方に「本事業のうち設計建設業務において構成企業として機械設備工事を実施する者は…」とあります。 ④項（運転管理業務）と同様に、機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、各社がいずれかの要件を満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。（①と③項の両方の要件を満たすことが、機械設備工事の構成企業になる要件ではないと考えます。）	機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、各社ともに①と③の両方の要件を満たす必要があります。
0010	実施方針	10	第2	4	(5)	1)	①	事業総括責任者	設計建設期間と運転管理ほか業務期間とで、事業総括責任者を変更してもよろしいでしょうか。	主たる業務が設計建設業務から運転管理ほか業務へ移行する時点、代表企業が変更となった場合に、発注者の承諾を得て事業総括責任者を変更することができるものとします。
0011	実施方針	10	第2	4	(5)	①		事業総括責任者	事業総括責任者について、「運転管理業務または機械設備工事を行う企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で行う場合はいずれかの主担当企業）より、・・・選任して配置しなくてはならない。」とのことですが、事業総括責任者が籍を置くSPCの代表企業からの選任も可能とし、「運転管理業務または機械設備工事を行う企業（・・・）、またはSPCの代表企業より、」と追加いただけますでしょうか？	運転管理業務の主担当企業又は機械設備工事の主担当企業がSPCの代表企業となる想定でしたが、SPCの代表企業から事業総括責任者を選出できるよう追記します。 ただし、代表企業は運転管理ほか業務又は設計建設業務に直接携わること、及び「大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」又は「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿」に登録されている必要があります。
0012	実施方針	10	第2	4	(5)	①		事業総括責任者	事業総括責任者について、発注者の承諾を得た上で、事業期間中に変更することは可能でしょうか（例1：SPCの代表企業の変更時に、事業総括責任者を変更。例2：更新1号炉の設計建設業務完了時に、事業総括責任者を変更。）。	管理番号0010を参照願います。